（川口市長）
岡村幸四郎

喜多村和之
（鶴岡工業高等専門学校名誉教授）
木村　正義
小坂　順治
雀部　幸隆

（名古屋大学名誉教授）
従四位に叙する（各通）
村尾　重信
松村　馨
柿崎　實
瀬戸山治義
鳥越　敏正

正五位に叙する（各通）
成影　務
抽井　勝敏
御園　良彦

従五位に叙する（各通）
内山　辰美
柴田　一郎
豊川益太郎
福田金次郎

正六位に叙する（各通）
大宮　雅人
片山　敏之
吉田　茂

従六位に叙する（各通）
垣内　正巳
若林　實

正七位に叙する（各通）（以上二十五年十二月二十五日）
桑山　眞一

従六位に叙する（二十五年十二月二十六日）

○叙勲

赤塚　潤

旭日小綬章を授ける
久木田忠昭

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十三日）
小澤　康男

旭日小綬章を授ける
本藤　洋一

旭日単光章を授ける（以上二十五年十二月二十四日）
中西　欽也

旭日双光章を授ける
松橋　孝

旭日単光章を授ける（以上二十五年十二月二十四日）
（川口市長）
岡村幸四郎

旭日中綬章を授ける
福田金次郎

旭日双光章を授ける
磯野　勝美

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十五日）
河田　忠男

瑞宝小綬章を授ける（各通）
古川　俊郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
大東　幸之
佐々木正光

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十三日）
冨岡　榮市

瑞宝双光章を授ける（各通）
岡野　典雄
細井　武雄

瑞宝小綬章を授ける（各通）
井本東洋生
阪井　純之
高岸　厚
庭田　武志

瑞宝双光章を授ける（各通）
小山田寅雄
坂本　正城
瀧澤　汎
堀内　嶂雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十四日）
牛島　靖治
福田京太郎

瑞宝中綬章を授ける
内田　安生

（鶴岡工業高等専門学校名誉教授）
杉田　宗久
御園　良彦

瑞宝小綬章を授ける（各通）
内山　辰美
片山　敏之
瀬戸山治義
宮澤　駒雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
小川　重芳

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十五日）
桑山　眞一

瑞宝双光章を授ける（二十五年十二月二十六日）
金　啓一郎

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十五日）
内山　廣

瑞宝小綬章を授ける（各通）
大東　幸之
佐々木正光

瑞宝双光章を授ける（各通）
奥村　勝
竹田　昭

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十三日）
前川　和輝

瑞宝双光章を授ける（各通）
中村　伸郎
吉原　正司

（北海道大学名誉教授）
小山田寅雄

瑞宝小綬章を授ける（各通）
小出　道郎
坂本　良隆
滝澤　幸夫
村井　光一

瑞宝双光章を授ける（各通）
住田　正昭
本多　正義

瑞宝中綬章を授ける
小坂　順治

（名古屋大学名誉教授）
木村　正義
坂本　憲治
雀部　幸隆
成影　務
村尾　重信

瑞宝小綬章を授ける（各通）
乙部　光弘
小林　太二
鳴滝　義邦
若林　實

瑞宝双光章を授ける（各通）
工藤　正美

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十六日）
田井　精一

瑞宝双光章を授ける（二十五年十二月二十六日）
桑山　眞一

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、一月二十六日オーストラリア国の国祭日につき、同月二十四日同国総督閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、一月二十六日インド国の共和国記念日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から平成二十五年十月二十五日オーストリア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十四日御答信があった。

御答電

天皇陛下から平成二十五年十一月二十一日レバノン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月二十六日御答電があった。

天皇陛下から平成二十五年十二月十三日バーレーン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、一月十五日御答電があった。

官庁報告

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月二十八日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　埼玉ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月十八日　午前十時から

三　場所　深谷生涯学習センター・深谷公民館中会議室（埼玉県深谷市仲町二十番二号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び埼玉ガス株式会社（埼玉県深谷市伊勢方三百九十五番地一）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「埼玉ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年二月四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「埼玉ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年二月四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。